



ハッピーごまちゃん®

広報

やしお



平成27年
(2015年)

10月号

毎月10日発行

No.779



●発行/八潮市 ●編集/広聴広報課 〒340-8588八潮市中央1-2-1
TEL 048(996)2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>
FAX 048(995)7367 Eメール kochokoho@city.yashio.lg.jp

やしお840メール配信中

空メール画面になるので何か一文字を入れて送信してください。

QRコード



～つながりひろげよう八潮のかがやき～ やしおコラボフェスタ



にぎわう会場の様子



国際交流・民族衣装紹介



昔のあそび体験



展示コーナーの様子

9月26日・27日の2日間、やしお生涯学習館で、「第3回やしおコラボフェスタ」が開催され、両日で約2800人の来場者でにぎわいました。このイベントは、ボランティア活動・市民活動団体が協働で企画運営するもので、市民団体活動の発表に加え、国際交流をテーマとした、ゲームや体験、ディスカッションなどが行われました。

閩市民協働推進課 ☎465



ステージ発表

詐欺に注意しましょう
振り込め詐欺被害防止合言葉
▼現金は、本人にしか渡しません。
▼振り込みません。知らない人の口座には、すぐ相談。電話で「お金」と言われたら。

マイナンバー(個人番号)の 配達時期のお知らせ

マイナンバー(個人番号)の通知が全国一斉に、10月から始まります。配達時期は、市区町村により異なりますが、市民の皆さんには、11月ごろから配達される予定です。 閩企画経営課 ☎310

市の人口と世帯数

平成27年(2015年)9月1日現在	
前月比	
人口	85,923人 (+1人)
男	44,608人 (-4人)
女	41,315人 (+5人)
世帯	37,755世帯 (+4世帯)

今月の主な内容

平成28年4月入所(園)の保育所・認定こども園・学童保育所の新規受付	2	市政の執行状況/市議会議長選任	5
八潮市みんなでいじめをなくすための条例を制定/いじめ撲滅強調月間	3	おしらせHOTコーナー 案内・催し・募集	6~9
駅前出張所からのお知らせ/認知症について考えましょう	4	11月各種無料相談/840伝言板	11
		第24回やしお市民まつり開催/第51回 市内一周駅伝大会参加チーム募集	12

11月25日から 平成28年4月入所(園)の保育所・認定こども園・学童保育所の新規受付

保育所や認定こども園などの施設を利用する場合には、入所(園)の手続きに加えて、「保育の必要性」の認定の手続きも必要です。

子育て支援課 ☎314

保育所・認定こども園

保育の必要性の認定 乳幼児の年齢や、保護者の労働状況、家庭状況から、市が保育の必要性を判断し、3つの認定区分により認定証を発行します。市役所での手続きとなる場合

▼保育所や認定こども園で、満3歳以上の児童の保育を希望する場合(2号認定)

決定は、「保育の必要性」の認定の後、申請者の希望や保育所などの状況を踏まえ、市で利用調整をしたうえで、利用先を決定します。

▼保育所や認定こども園で満3歳未満の児童の保育を希望する場合(3号認定)

※保育所や認定こども園での保育を希望する場合(2号・3号認定)の、施設への入所決定は、「保育の必要性」の認定の後、申請者の希望や保育所などの状況を踏まえ、市で利用調整をしたうえで、利用先を決定します。

☎996・3268)で満3歳以上の幼稚園教育を希望する場合は、施設での手続きとなります。

必要書類 ▼支給認定申請書

▼保育の必要性を証明する書類(勤務証明書、医師の診断書など) ▼平成27年1月2日以降に八潮市に転入した方は前住所地で発行する平成27年度課税(非課税)証明など(父母の分または生計の主宰者の分)が必要

※平成28年度保育のしおりについては、10月13日は市役所第2会議室で配布します。10月14日以降は子育て支援課で配布します。

入所基準 児童の保護者および同居の親族、その他の方が次のいずれかに該当することにより、児童を保育することができないと認められる場合①月に64時間以上労働することを常態とすること

②妊娠中であるか、出産後間がないこと(出産予定日前42日の属する月の初日から産後56日の属する月の末日まで)

③疾病・負傷し、または精神的・身体的に障がい有していること

④同居の親族を常時介護または看護していること

⑤震災、風水害、火災その他

注意

午後5時、各公設公営保育所

※公設公営保育所での受け付けを希望の場合は事前に各施設へお問い合わせください。

※申し込み時に入所申請児童の面接を行います。必ず児童同伴で、母子健康手帳をお持ちください。

の災害の復旧にあたっては、必要書類 入所申込書、勤務証明書

※子育て支援課で配布する書類を使用してください。

入所基準 保育所の入所基準①〜⑨のいずれかに該当する方

保育料 月額9000円

※生活保護世帯、ひとり親家庭等医療費受給世帯および2人以上の児童が入所する世帯は、申請による保育料の減額・免除の制度があります。

※学童保育所に入所の方も、改めて入所手続きが必要ですが、同一世帯内の児童の学童保育料や保育料を滞納している場合は入所できません。

滞納している学童保育料や保育料を申し込み受付期間までに納入した後、お申し込みください。

【その他】 市外への転出予定などで、他の市区町村の保育所や認定こども園などの施設への入所を希望する場合は、受付期間が異なりますので、至急、子育て支援課へお問い合わせください。

●保育所・認定こども園一覧

区分	施設名	所在地	電話番号	保育時間
保育所(公立)	八条保育所	八条1567	996-3656	平日:午前7時30分~午後6時30分 土曜日:午前7時30分~午後2時
	伊草保育所	伊草372	996-3657	
	中馬場保育所	中央3-29-17	996-3068	
	大曾根保育所	大曾根1518	996-0326	
	古新田保育所	古新田10	996-3500	
	南川崎保育所	南川崎207-1	996-9642	
保育所・認定こども園(私立)	駅前保育所(公設民営)	大瀬1-1-1	994-5606	平日:午前7時~午後7時 土曜日:午前7時30分~午後6時30分
	八潮ひまわり保育園	中央1-15-5	997-0321	平日:午前7時~午後7時 土曜日:午前7時30分~午後3時
	やしお花桃保育園	二丁目1067-1	969-4193	平日:午前7時30分~午後7時30分 土曜日:午前7時30分~午後6時30分
	けやきの森保育園やしお	垢161-1	997-7751	
	八潮かえで保育園	大瀬2-1-8	994-3007	
	やしおエンゼル保育園	八潮4-4-6	998-1717	平日:午前7時~午後7時 土曜日:午前7時30分~午後6時30分
	しおどめ保育園八潮駅北	木曾根438-1	995-2600	
	八潮なないろ保育園	二丁目948-1	954-7717	
	認定こども園しおどめの森	木曾根1063	998-1551	

※上記の保育所・認定こども園以外に小規模保育施設(定員6~19人規模の施設を、3~4施設で合計定員57人の予定)が、平成28年4月に開園する予定です。詳細は、随時お知らせします。

送迎保育

南川崎保育所・八潮ひまわり保育園・しおどめ保育園八潮駅北・認定こども園しおどめの森を対象に、駅前保育所を起点として、送迎バスを利用している送迎保育を行います。

▼勤務時間などの理由により、保育所の開所時間内に送迎ができないこと ▼満1歳以上の児童であること

※対象基準は、利用者の状況により異なる場合があります。

費1日400円

学童保育所

公設公営学童保育所

市内の小学校に在籍する児童

受付日時・場所 11月25日(水) 午前9時~午後5時、八潮メセナ展示室

●公設公営学童保育所一覧

対象者	学童保育所	所在地	電話番号	保育時間
潮止小学校児童	わかくさ学童保育所	南川崎826-3	997-7195 (A組) 999-1601 (B組)	平日:放課後~午後6時30分
大曾根小学校児童	おおそね学童保育所	垢527	997-1249	土曜日:午前8時~午後6時30分
八幡小学校児童	やわた学童保育所	中央4-21-25	997-6821 (A組) 998-1160 (B組)	※土曜日は、わかくさ・やわた・だいばらの各学童保育所での合同保育
柳之宮小学校児童	やなぎのみや学童保育所	柳之宮140	998-0043	
大瀬小学校児童	おおぜ学童保育所	大瀬3-9-1	998-9088	
大原小学校児童	だいばら学童保育所	八潮7-42-1	998-9550 (A組) 998-2019 (B組)	
八條小学校児童	はちじょう学童保育所	鶴ヶ曾根1	998-9006	

●幼稚園一覧

幼稚園名	所在地	電話番号
みひかり幼稚園	八条1760	997-8341
八潮幼稚園	西袋1218-2	996-3733
小倉あさひ幼稚園	大曾根536	996-0303
青和幼稚園	八潮4-4-3	996-0127
八潮ちくみ幼稚園	鶴ヶ曾根124	995-1717

次の幼稚園は、各施設での手続きとなります。

幼稚園

※公設民営学童保育所の入申し込みは、直接各学童保育所へお問い合わせください。

●公設民営学童保育所一覧

対象者	学童保育所	所在地	電話番号	保育時間
松之木小学校児童	どんぐり学童クラブ	緑町4-1-1	996-2216	平日:放課後~午後6時30分 土曜日:午前8時~午後6時30分
中川小学校児童	ひまわり学童クラブ	古新田904-3	995-1475	
八條北小学校児童	はちじょうきた学童保育所	八条1150	936-8205	

松之木小学校、中川小学校、八條北小学校の児童は、次の公設民営学童保育所へお申し込みください。

～いじめゼロ条例～ 八潮市みんなでいじめをなくすための条例を制定

市では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえるとともに、市民で構成された策定提言会議での意見やパブリックコメントでいただいた意見を取り入れ、「八潮市みんなでいじめをなくすための条例」を制定しました。その概要についてお知らせします。全文は、市ホームページをご覧ください。

問指導課 ☎359

いじめは子ども同士のささいなトラブルに起因して発生し、大人の目の届かないところで行われるなど、どの子どもにも、どの学校にも関係するとても身近で重要な問題です。

この条例は、いじめの防止等に関する基本理念を定め、子ども、市、学校、保護者、市民および事業者の責務・役割を明らかにし、いじめの防止等のための基本的事項を定めることにより、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現することを目的としています。

■基本理念

いじめをなくすためには

- ・いじめを行わない子どもを育てなければならない
- ・子ども、市、市立学校、保護者、市民および事業者がそれぞれの責務・役割を自覚し、連携を強化し、市全体でいじめの防止等に取り組まなければならない(いじめの未然防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう)

■条例の特徴

①子どもを第一に考える

「前文」には、「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である」と規定しています。また、「子どもたちから、いじめをなくすために、いじめを行わない子どもを育てること、そして子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現する」という子どもへの思いを示すなど、子どもを第一に考えた条例となっています。

②インターネットを通じて行われるいじめへの対策を規定

本市の子どもは、携帯電話やスマートフォンの保有率が高いにもかかわらず、ルールを決めていない家庭が多いという現状を踏まえて、今後、さらに増加する可能性の高い「ネットいじめへの対策」について規定しています。

③小中一貫教育におけるいじめへの対策を規定

本市の特徴である「小中一貫教育」の利点やその特性を生かし、いじめ防止対策に努めることを規定しています。

■インターネットを通じて行われるいじめへの対策

〈学校〉

- ・子どもを対象に情報収集し、適切な措置を講ずる
- ・子どもおよびその保護者に対し、情報モラルに関する教育の充実および啓発の推進を図る

〈市〉

- ・学校で実施する対策を支援する

〈保護者〉

- ・自身の子どもに対し、インターネットの利用に関して家庭での取り決めを行うなどの適切な措置を講ずる



条文の抜粋

子どもの役割

- ・いじめについて互いに考え、共に学びあい、いじめを正しく理解するように努める
- ・互いに思いやり、共に支えあい、いじめのない明るい学校生活を送るよう努める
- ・いじめを傍観せず、いじめを受けている子どもの立場に立って行動するよう努める
- ・いじめを受けた場合は、一人で悩まず、家族、学校、友だちまたは関係機関などに連絡する

市民および事業者の役割

- ・子どもたちが活動する地域において、子どもに対する見守りなどを行うことにより、子どもが安心して生活できる環境づくりに努める
- ・市および市立学校が行ういじめの防止等に関する取り組みに協力する
- ・いじめの疑いなどがあると認められる場合は、速やかに市、学校または関係機関などに情報を提供する

市の責務

- ・いじめの防止等に関する総合的な施策を制定し、実施しなければならない
- ・学校、保護者、市民、事業者および関係機関などと連絡を図り、協力していじめの防止等に取り組まなければならない
- ・学校に対し、当該学校が定める学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な取り組みまたは達成の状況を評価し、必要に応じて指導または助言を行わなければならない

保護者の責務

- ・子どもとのコミュニケーションを積極的に図り、心の居場所(子どもが心身ともに安心して過ごせる場所)となる家庭を築く
- ・いじめを正しく理解し、子どもの規範意識の醸成と高揚を図る
- ・市が行ういじめの防止等に関する取り組みに協力する
- ・子どもが在籍する学校と連携を図り、協力していじめの防止等に取り組む
- ・子どもにいじめの疑いがあると感じた場合は、すぐに市、学校または関係機関などに情報を提供する

学校の責務

- ・子どもとその保護者に対し、いじめの防止等について正しく理解させる教育活動などを実施しなければならない
- ・子どもがいじめに関する問題などを安心して相談できる環境を提供しなければならない
- ・市、子どもの保護者、市民、事業者および関係機関などの連携を図り、協力して、いじめの防止等に取り組まなければならない
- ・学校いじめ防止基本方針を定め、必要に応じてこれを見直さなければならない
- ・校内におけるいじめの防止等に関する情報を共有し、協力体制を築かなければならない

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。

いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、一人で悩まずご相談ください。

問県青少年課 ☎048-830-5858

電話相談窓口

- よい子の電話教育相談 (24時間365日対応)
子ども専用 (18歳以下) ☎0120-86-3192
保護者専用 ☎048-556-0874
電子メール相談 soudan@spec.ed.jp
いじめメール相談フォーム (右のコードから入れます)



- ヤングテレホンコーナー (埼玉県警察少年サポートセンター、月～土曜日※祝日・年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分)
☎048-861-1152

- 子どもスマイルネット (毎日※祝日・年末年始を除く 午前10時30分～午後6時)
☎048-822-7007

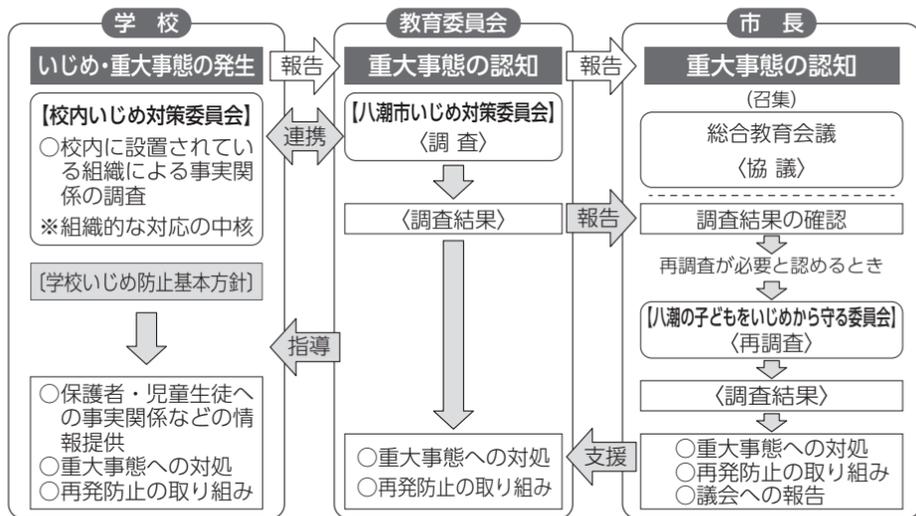
- 埼玉いのちの電話
こどもライン (18歳以下) ☎048-640-6400 (金・土曜日のみ 午後3時～9時30分)
相談電話 ☎048-645-4343 (24時間365日対応)

- さいたまチャイルドライン (毎日※年末年始を除く 午後4時～9時)
子ども専用 (18歳以下) ☎0120-99-7777

- 埼玉県こころの電話 (月～金曜日※祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時)
☎048-723-1447

- 子どもの人権110番 ※さいたま地方法務局人権擁護課所管 (月～金曜日※祝日・年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分)
☎0120-007-110

〈重大事態への対処フロー〉



駅前出張所からのお知らせ

駅前出張所で行っている窓口サービスについてご案内します。

問 駅前出張所 ☎999・0840、パスポートコーナー ☎932・8010

証明(1番窓口)

▼住民関係
住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書(印鑑登録証が必要です)

▼戸籍関係
戸籍謄本(全部事項証明書)、戸籍抄本(個人事項証明書)、身分証明書など

▼住民関係
※戸籍関係の証明書は、本籍地のある市区町村のみで発行できます。本籍地が市外にある方は、自身の本籍地のある市区町村で申請してください

▼税証明関係
納税証明書、所得(課税)証明書、非課税証明書、土地評価証明書、家屋評価証明書、公租公課証明書、課税台帳写(名寄帳)など

届出(2・3番窓口)

▼住民関係
転入届、転出届、転居届、世帯分離届、世帯合併届、世帯主変更届、印鑑登録申請、印鑑登録廃止申請など

▼戸籍関係
出生届、婚姻届、離婚届、離婚の際に称していた氏を称

する届、死亡届、転籍届、入籍届、分籍届など

▼国民健康保険関係
資格取得(加入)、資格喪失(脱退)、保険証再交付申請など

▼子ども医療関係
資格登録申請、変更届、消滅届、受給者証再交付申請、医療費支給申請など

▼児童手当関係
認定請求、額改定届、消滅届、現況届、金融機関変更届など

▼その他
ひとり親家庭等医療費支給申請、重度心身障がい者医療費支給申請、交通災害共済加入申込、本人通知制度の登録など

※外国籍の方は、駅前出張所では受け付けできない場合があります。

交付(4番窓口)

各種証明書、印鑑登録証など

収納(5番窓口)

お支払いには、各納付書が必要ですが(駅前出張所では、納付書の作成はできません)。市・県民税、固定資産税

パスポートの申請・交付

	曜日	時間	場所
申請	月～金曜日	午前9時～午後4時30分	駅前パスポートコーナー
交付	月～金曜日	午前9時～午後7時	駅前パスポートコーナー
	日曜日	午前9時～午後5時	八潮メセナ・アネックス

パスポート申請・交付(6番窓口)

▼申請できる方
市に住民登録(現住所)のある方

※緊急渡航や刑罰等関係に該当する方は、県パスポートセンター(大宮 ☎048・647・4040)へお問い合わせください。

▼申請・交付

申請手数料

旅券の種類	収入印紙	県収入証紙	合計
10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年有効旅券	9,000円	2,000円	11,000円
※12歳未満の申請	4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更旅券	4,000円	2,000円	6,000円
増補	2,000円	500円	2,500円

▼申請手数料

その他

図書の受け取り・返却、八潮メセナ・アネックスの利用申し込みなど

本人確認にご協力を

本人の知らない間に、第三者によって婚姻の届け出や転入・転出などの住民異動届、住民票を請求される事件が全国で発生しています。このような「なりすまし」や不正な手段による個人情報取得改ざんを防ぐため、窓口に来た方(代理人を含む)が本人であることを確認させていただきます。

▼確認方法

住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなどの官公署発行の顔写真付きのもの、資格証明書や健康保険の被保険者証などの提示をお願いします。

※代理の方が証明や手続きなどを行う場合は委任状(たのむ方が記入したもの)が必要となりますのでご注意ください。詳しくは、駅前出張所へお問い合わせください。

駅前出張所について

窓口業務時間

月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後7時

※市役所(本庁舎)市民課と業務時間が異なります。

なお、午後5時以降は、取り扱えない業務(他市町村関係機関などに照会を伴う場合など)がありますので、事前にお問い合わせください。

所在地

〒340-0822 大瀬1-1-11 マインループ1階(八潮駅北口のタクシー乗り場前)

※駅前出張所専用の駐車場・駐輪場はありませんで、最寄りの有料駐車場・駐輪場をご利用ください。マインループ入り口付近への駐車・駐輪は、他の利用者の迷惑となりますので遠慮ください。

※駅前出張所を取り扱っている業務以外のものは、市役所(本庁舎)各担当課でお手続きください。

認知症について考えましょう

認知症を正しく理解し、早期発見・治療に努めましょう。

問 長寿介護課地域支援係(保健センター内) ☎995・33381

認知症とは

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気によるものです。アルツハイマー病やレビー小体型認知症、脳卒中などさまざまな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために記憶力や判断力に障害が起こり、日常生活に支障が出てくる状態を指します。

認知症検診

医療機関に備え付けてある「脳の健康度チェック票」に記入し、その内容をもとに医師の診察が受けられます。

日 11月30日(月)まで

場 特定検診実施の医療機関など

対 市内に住所がある60歳または65歳以上で奇数年齢の方(平成28年4月1日現在)

特 健康保険証、お薬手帳 費 無料

認知症を学び、地域で支えましょう

最近、街角やテレビなどでオレンジのリングを付けている方を見かけることが多くなりました。オレンジリングは「認知症サポーター」の証です。

生涯学習まちづくり出前講座のメニューに、「認知症サポーター養成講座」があります。

認知症サポーターは、何か特別なことをするのではなく、認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の方や家族を温かく見守り、安心して暮らせる地域をつくらっていくための応援者です。

講習後に「オレンジリング」と「埼玉県認知症サポーター証」が授与されます。

●認知症サポーター養成講座

対 市内在住・在勤の5人以上の団体 費 無料

市では、4月から認知症検診を開始しました。「脳の健康度チェック」を行い、早期発見にお役立てください。

おしらせHOTコーナー 案内

おしらせ HOT コーナー



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した
内容が聞き取れなかった
場合、再度聞き直せます
(定時放送を除く)。通話
料は無料です。



会議の開催

- 第1回八潮市高齢者保健福祉推進協議会の傍聴
10月22日(木) 午後2時～4時
場八潮メセナ会議室
- 第5期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の平成26年度進捗状況などについて
10月27日(火) 午後7時～8時30分
場八潮メセナ会議室
- 第4次八潮市障がい者行動計画・第3期八潮市障がい福祉計画における平成26年度実績についてなど
10月27日(火) 午後7時～8時30分
場八潮メセナ会議室
- 第2回八潮市社会教育審議会の傍聴
10月29日(木) 午後2時～4時(受付11時～1時30分、2時)
- 場教育委員会会議室(市役所別館) 平成27年度社会教育事業進捗状況(中間報告)についてなど
10月29日(木) 午後2時～4時(受付11時～1時30分、2時)
- 第2回八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会の傍聴
11月5日(木) 午後1時30分～3時
場八潮メセナ会議室
- 八潮市高齢者福祉施設やしお苑運

防災行政無線を用いた緊急地震速報訓練放送

国からの地震や武力攻撃などの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)と、市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。

11月5日(木) 午前10時ごろ

●防災行政無線チャイム▼こちらは、防災やしおです。ただ今から訓練放送を行います▼緊急地震速報チャイム▼緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは、訓練放送です(3回)▼こちらは、防災やしおです。これで訓練放送を終わります▼防災行政無線チャイム

※災害や天候などにより、試験を中止する場合があります。

●交通防災課 ☎305

パブリックコメント制度

市では、行政手続条例に基づき、規則などを定めようとするときに、市民の皆さんから意見を募集しています。募集するときは、その要領を市ホームページ「市民参画」コーナーに掲載(市役所840情報資料コーナーにも設置)します。

掲載は、規則などを定める機会のあるたびとなるため不定期ですが、意見の募集期間を原則30日間としています。「市民参画」コーナーをご覧ください、意見のあるときはお寄せください。

●内容掲載している担当課▼制度▼総務人事課 ☎230

自動体外式除細動器(AED)一式の貸し出し

突然の心臓停止から命を救うため、多くの市民の皆さんが参加する各種イベントなどに、自動体外式除細動器(AED)を貸し出しています。

貸出期間 最長7日

●市内で開催されるスポーツ競技、イベント、講習会、その他の行事などで、営利を目的としないもの※行事の開催中は、会場に普通救命講習の修了者などを配置すること

●無料

障がい者手帳の装丁が統一されます

3種類の障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の規格、表記、色が統一されます。

実施時期 平成27年10月

交付対象 ▼新規に取得する方▼再認定、再判定、更新が必要な方▼紛失、毀損により再交付が必要となった方▼統一した手帳の交付を希望する方

●規格11・4×7・5センチメートル(現在の身体障害者手帳の大きさ)▼表記▼障害者手帳 埼玉県 ▼色▼紺色(文字は金色)

中央交番の建て替え工事

次の期間中、中央二丁目の八潮中央交番の建て替え工事が行われます。工事期間中、中央交番には警察官が不在となります。ご用の方は、他の交番へご連絡ください。

工事期間 10月中旬～平成28年3月中旬(予定)

市内の交番 ▼八潮北交番 ☎996・3110 ▼八潮駅前交番 ☎997・0751 ▼大首根交番 ☎995・6997

●草加警察署地域課 ☎943・0110

浄化槽の法定検査

浄化槽をお使いの方(庭先や駐車場に2、3個並んだマンホールふたや空気を送る機器がある方)は、年1回の法定検査が義務付けられています。

法定検査は、浄化槽からの放流水などを確認し、浄化機能を検査します。検査結果は、使用者や保守点検業者に通知され、普段の維持管理に生かされます。

法定検査を受けていない方は、県指定検査機関へお申し込みください。

ルール守って明るく住マイル(違反建築なくそう運動)

市内パトロール
●市内パトロール
実施期間 10月23日(金)まで

●市内の建築物の実態、手続き状況、工事監理などの調査および指導

●法令説明会
10月13日(火) 午後2時～4時
場越谷市中央市民会館

●内建築基準法の改正、定期報告制度越谷市景観計画
●開発建築課 ☎468



愛称:マイナちゃん

11月1日は「彩の国教育の日」

県では、教育に関する理解を深めるため、11月1日を「彩の国教育の日」、11月1日から7日までを「彩の国教育週間」としています。

期間中は、県や市町村、学校、社会教育施設、各種団体などで、学校公開や親子向け体験教室などの事業を多数実施します。

詳しくは、県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/> をご覧ください。

●県家庭地域連携課 ☎048・830・69

就学時健康診断のお知らせ

平成28年度入学予定の小学校1年生を対象に、就学時健康診断を入学予定校で実施します。

対象となる児童の保護者には、個別に通知を発送しました。

なお、通知が手元に届いていない場合や、病気などのやむを得ない事情により健康診断を受けることができない場合は、ご連絡ください。

実施日 ▼10月16日(金)八幡小学校 ▼19日(月)八幡小学校 ▼20日(火)八幡小学校 ▼21日(水)松の木小学校 ▼22日(木)大瀬小学校 ▼23日(金)柳の宮小学校 ▼26日(月)中川小学校 ▼27日(火)潮止小学校 ▼29日(木)大原小学校 ▼30日(金)大曾小学校

●学務課 ☎366

10月は骨髄バンク推進月間

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの血液疾患に有効な治療法です。

骨髄移植などを希望する一人でも多くの方が移植を受けられるよう、骨髄バンクへのドナー登録にご協力ください。献血ルームやドナー登録会などで登録することができます。

また、市では、ドナーとなって骨髄などの提供をした方への助成制度があります。

●保健センター ☎995・3381

開催日	対象となる方	開催時間	開催会場	対象地区
10月28日(水)	事業所得を有する白色申告者	午前10時～11時30分	越谷税務署別館 会議室	管内全市町
		午後2時～3時30分		
10月29日(木)	不動産所得を有する白色申告者	午前10時～11時30分		
		午後2時～3時30分		

※税理士会、青色申告会、商工会でも記帳の相談・指導を行っていますので、お気軽にお尋ねください。
※駐車場のスペースが少ないため、公共の交通機関をご利用ください。

●越谷税務署個人課税部門 ☎965-8111